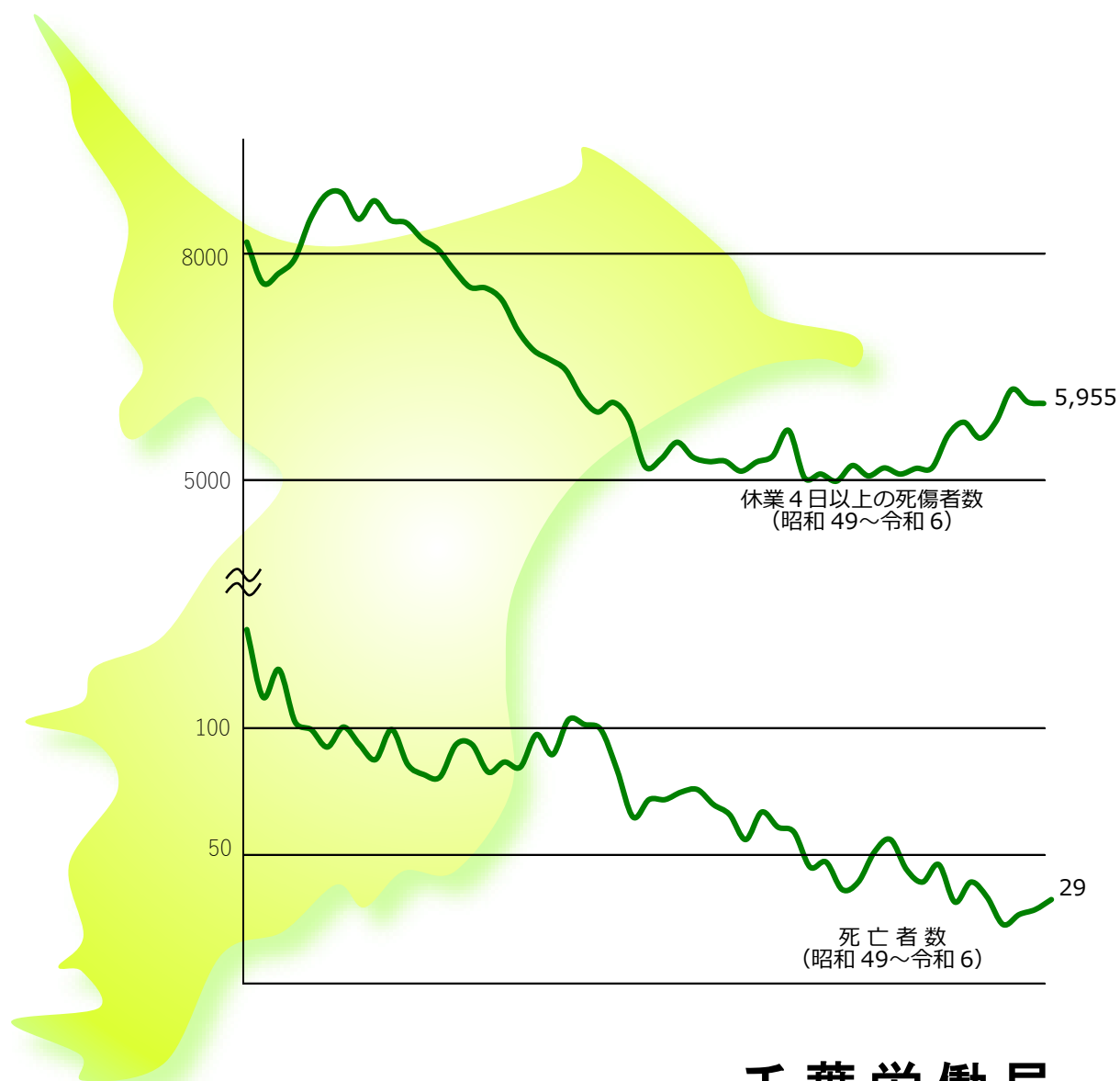


令和7年度版

グラフで見る 千葉県の 労働災害の現状



千葉労働局

令和7年度全国安全週間 7月1日～7日

スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

目次

1	はじめに	1
2	労働災害の推移	2
3	業種別に見る労働災害の発生状況	4
4	事業場規模別に見る労働災害発生状況	5
5	行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害	6
6	業種によって異なる災害発生のパターン	8
7	増加し続ける50歳以上の労働災害	10
8	監督署別の労働災害発生状況	12
9	職場における熱中症増加	13
10	依然として増加傾向の有所見率	14
11	過労死等の労災補償状況の推移	15
12	令和6年の死亡災害	16
13	参考資料（事故の型・起因物分類表）	18

1 はじめに

1. 令和6年の労働災害の概要

全国の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く休業4日以上
の労働災害。以下同じ）は、長期的には減少傾向にありましたが、近年は増加傾向を示し
ており、令和6年（速報値。以下同じ）は、133,551人（前年同期比0.3%増）となりました。
また、死亡者数は9年連続で1,000人を下回り、令和6年は724人（前年同期比0.1%
減）となりました。

千葉県内における令和6年の労働災害による死傷者数は5,955人となり、前年比で13人
増加（0.2%増）しました。業種別にみると、接客娯楽業（12.9%）、建設業（1.5%増）等で
増加しています。事故の型別にみると、転倒が最も多く発生し、次いで動作の反動（腰痛等）
となっていて、これら労働者の作業行動に起因する労働災害で死傷災害全体の45%を占め
ています。また、死傷者の28.5%が60歳以上の労働者となっています。

千葉県内における令和6年の死亡者数については29人と、前年より4人増加（16.0%増）
し、労働災害防止対策の徹底を緊急要請する事態となりました。業種別では製造業と建設業
（各9人）が最多となり、次いで商業（4人）となっています。

全国で熱中症の労働災害が増加しており、令和6年の死傷者数は1,195人（前年同期比89
人増）、死亡者数は30人（同1人減）となりました。千葉県内については、同年の死傷者数
が48人（前年比2人減）、死亡者数が1人（同1人減）となっています。

千葉県内の労働者の健康状況については、令和6年は56.6%の労働者に何らかの所見が
認められ、特に血中脂質、血圧、肝機能に係る有所見率が高くなっています。

2. 令和7年度の主要対策

令和7（2025）年度は第14次労働災害防止計画の3年目です。令和4（2022）年と比較して、
死亡災害を5%以上減少、死傷災害を減少に転じさせる目標を達成するため、引き続き次の
対策等を推進します。

（1）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の協力を得て主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む事
業者が社会的に評価される環境の整備を図ります。

（2）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者の労働災害防止対策の 推進

転倒・腰痛等災害による経済的損失の見える化を図り、転倒等災害防止の装備、設備等
の普及、促進に取り組みます。また、高年齢労働者の労働災害が増加していることから、
「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発等、職場環境の改善等を推進します。

（3）業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送業、建設業に対し墜落・転落災害防止対策の推進を図ります。

また、製造業、特に石油コンビナートを重点に、リスクアセスメントの実施とリスクを
低減させる取組を推進します。

（4）化学物質等による健康障害防止対策、労働者の健康確保対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、電離放射線等による健康障害防止対策、熱中症予防対策、過
重労働防止対策、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、健康保持増進対策を推進
します。

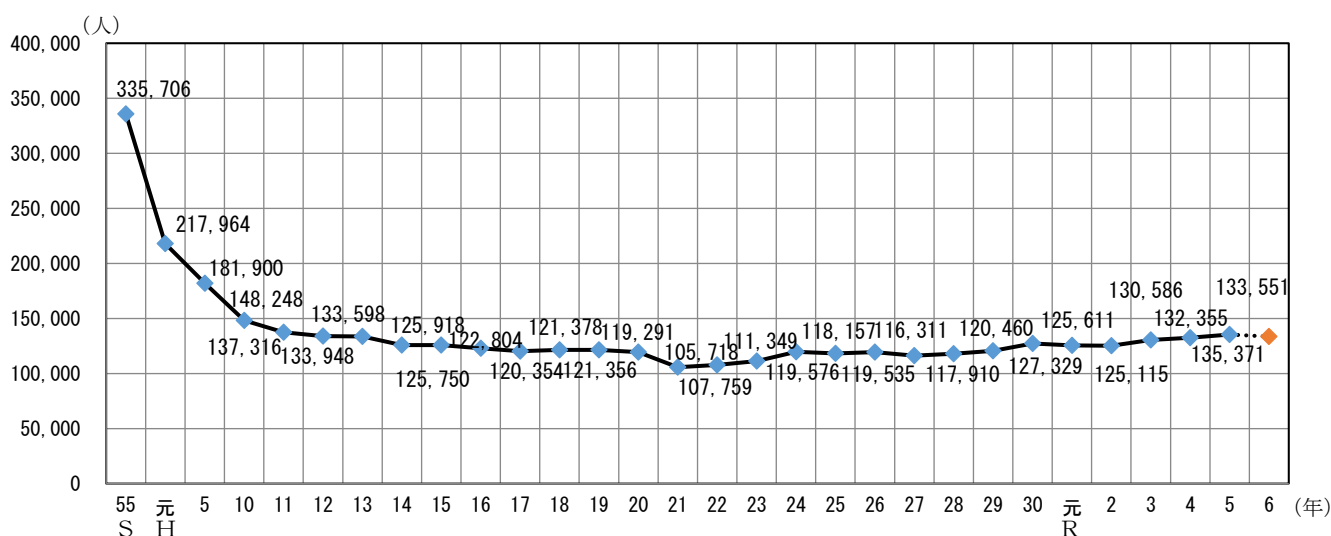
2 労働災害の推移

1. 全 国

労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昭和36年の481,686人（当時は休業8日以上之死傷者数）をピークとして長期的には減少してきましたが、平成21年に過去最少値を記録して以降、緩やかに増加傾向にありました。令和6年の速報値は前年同期比0.3%増加となっており、確定値も前年の数値を上回る見込みです。

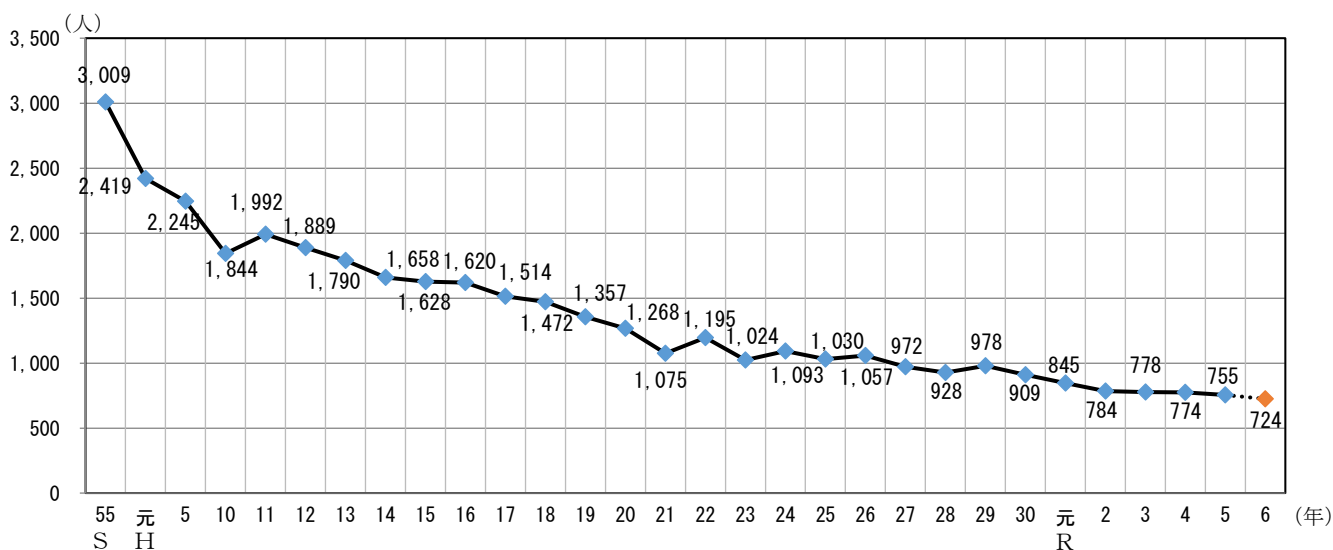
令和6年の死亡災害の速報値は724人となり、過去最少となる見込みです。

全国における死傷者数の推移（全産業）



（注）平成23年までは労災給付データおよび厚生労働省安全課調べ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。
平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害(2,827人)を除く。
新型コロナ関連（R6年14,695人（速報値）、R5年33,627人、R4年158,209人、R3年19,332人、R2年6,041人）を除く。

全国における死亡者数の推移（全産業）



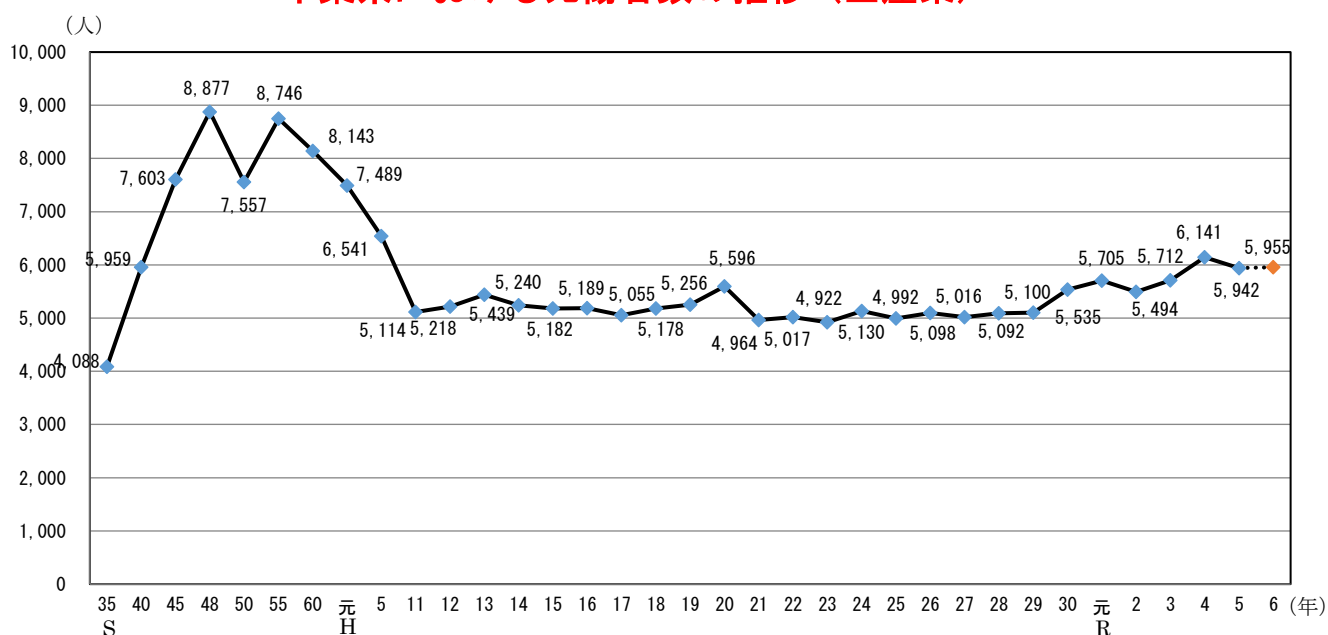
（注）平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害(1,314人)を除く。
死亡者数は厚生労働省安全課調べ。
新型コロナ関連（R6年16人（速報値）、R5年4人、R4年17人、R3年89人、R2年18人）を除く。

2. 千葉県内

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成11年以降は5,000人前後と横ばい状態で推移し、平成23年には労働安全衛生法施行（昭和47年）以降最少となりました。平成28年から再び増加に転じ、令和6年は前年比13人（0.2%）増の5,955人（速報値）となり、過去25年間に於いて令和4年に次ぐ2番目に多い死傷者数となりました。

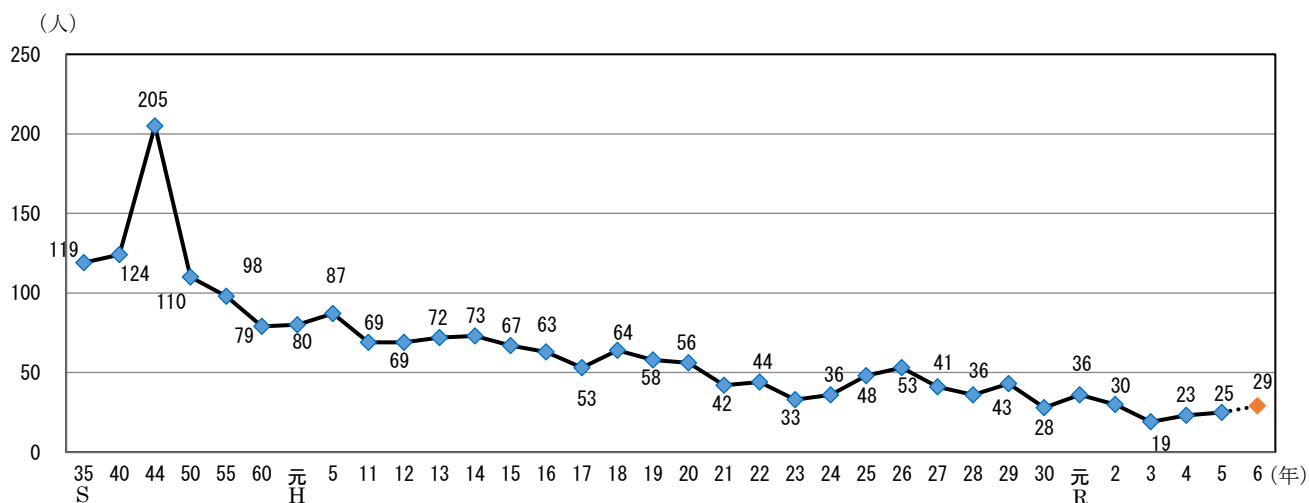
死亡者数は、昭和40年代の205人をピークに減少傾向が続いており、令和3年は過去最少の19人となりました。令和3年以降は年々死亡者数が増加し、令和6年は前年比4人増加の29人となっています。

千葉県における死傷者数の推移（全産業）



（注）昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。
平成23年までは労災給付データ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。
新型コロナ関連（R6年689人（速報値）、R5年1,273人、R4年6,407人、R3年1,033人、R2年384人）除く。

千葉県における死亡者数の推移（全産業）



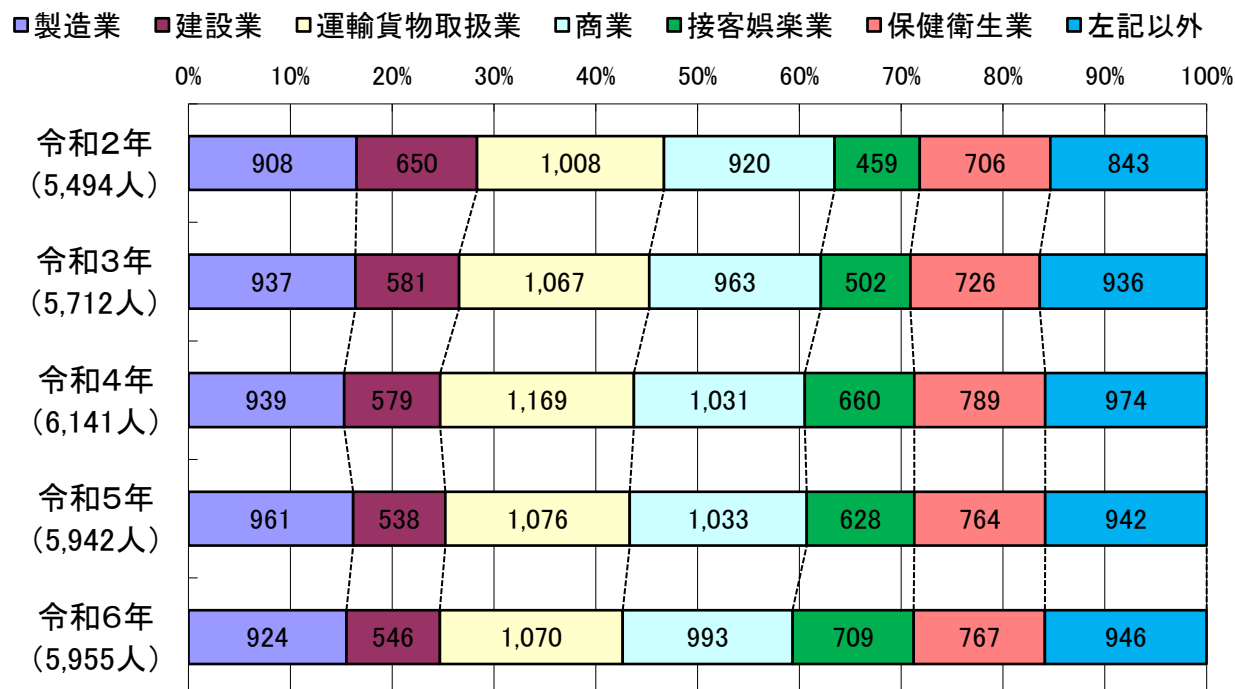
（注）死亡者数は千葉労働局調べ。
新型コロナ関連（R6年1人、R3年2人、R2年1人）を除く。

3 業種別の死傷災害・死亡災害

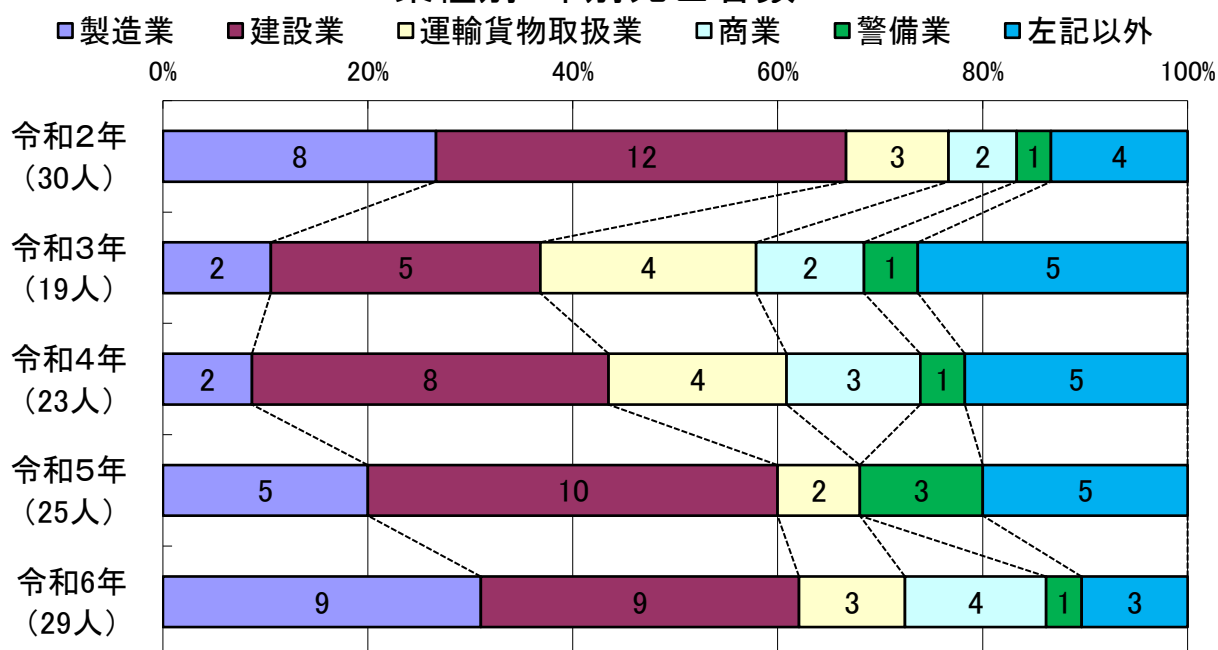
過去5年間における千葉県内の業種別死傷災害の推移をみると、接客娯楽業をはじめとした第三次産業で増加傾向にあります。

また、令和6年の死亡者数は29人で、対前年比の状況は、製造業で4人増加、建設業で1人の減少となりました。

業種別・年別死傷者数



業種別・年別死亡者数



(注) 運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
死傷者数は、労働者死傷病報告による。
死亡者数は、千葉労働局調べ。
新型コロナウイルス感染症関係を除く。

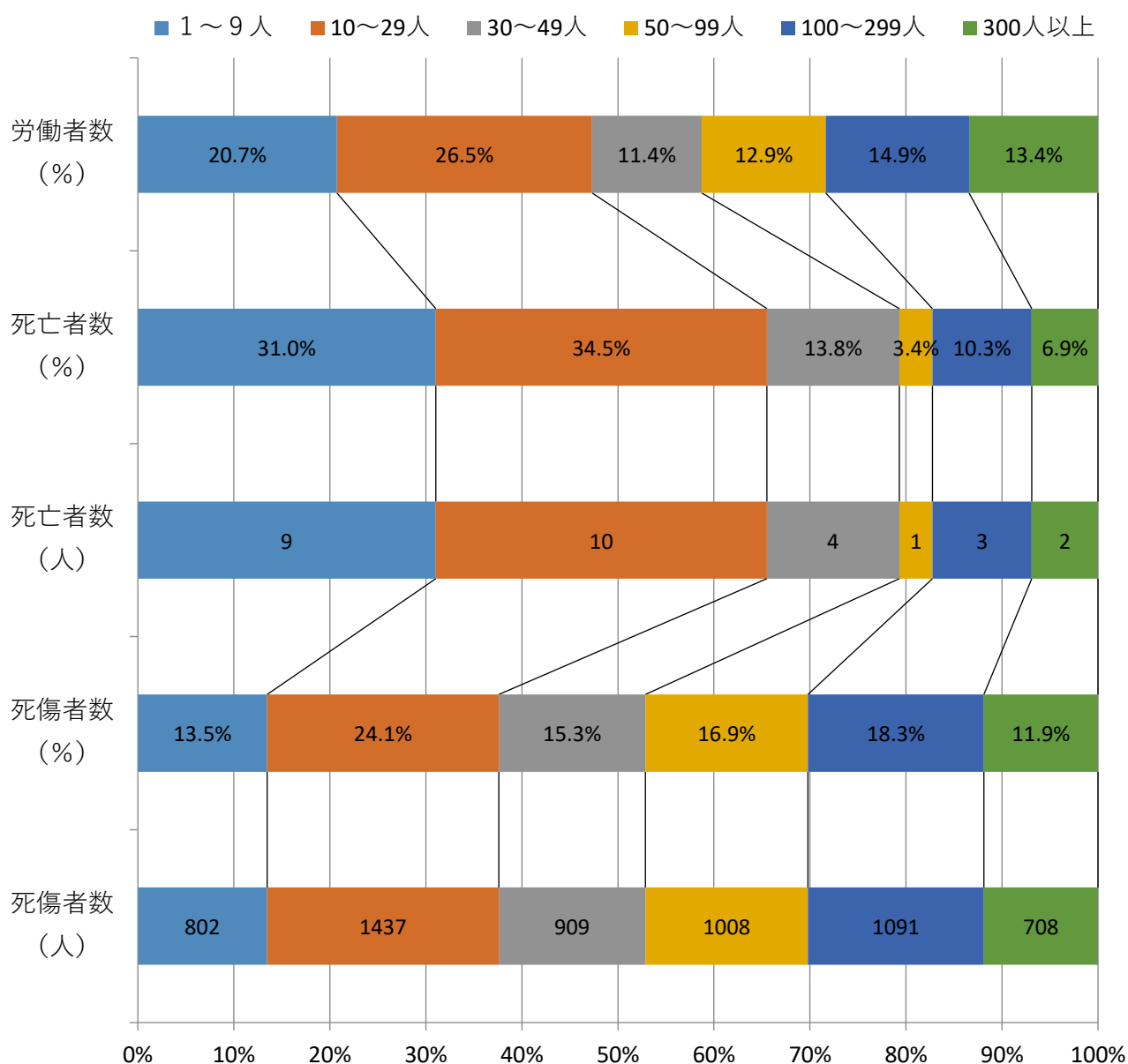
4 事業場規模別に見る労働災害発生状況

令和6年における千葉県内の死亡災害を事業場規模別にみると、労働者30人未満の事業場規模で約3分の2（65.5%）を占め、死亡災害の発生率が高い傾向にあります。

一方、死傷災害については、労働者30人未満の事業場規模で約3分の1（37.6%）となっており、死亡災害の様に発生率が高くなるような傾向はみられませんでした。

事業場規模別にみる死亡災害と死傷災害の傾向は、毎年同様となっています。

事業場規模別労働災害発生状況（令和6年）



（注）労働者数の割合は経済センサス-活動調査結果（令和3年）に基づき算出。

新型コロナウイルス感染症関係を除く。

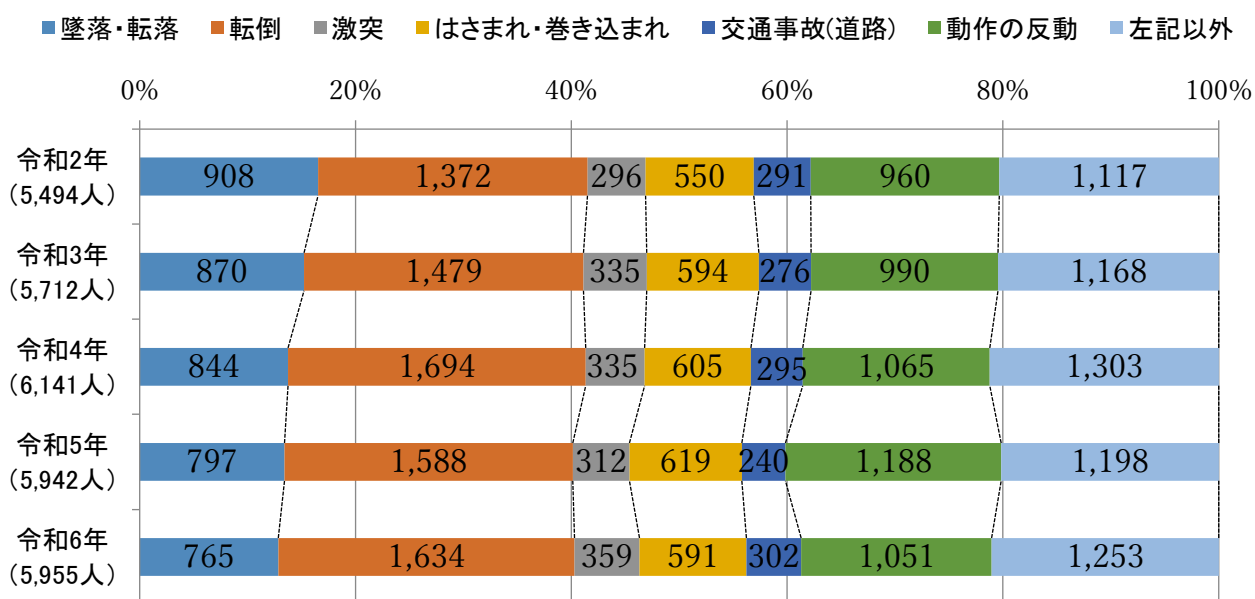
5 行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害

1. 死傷災害

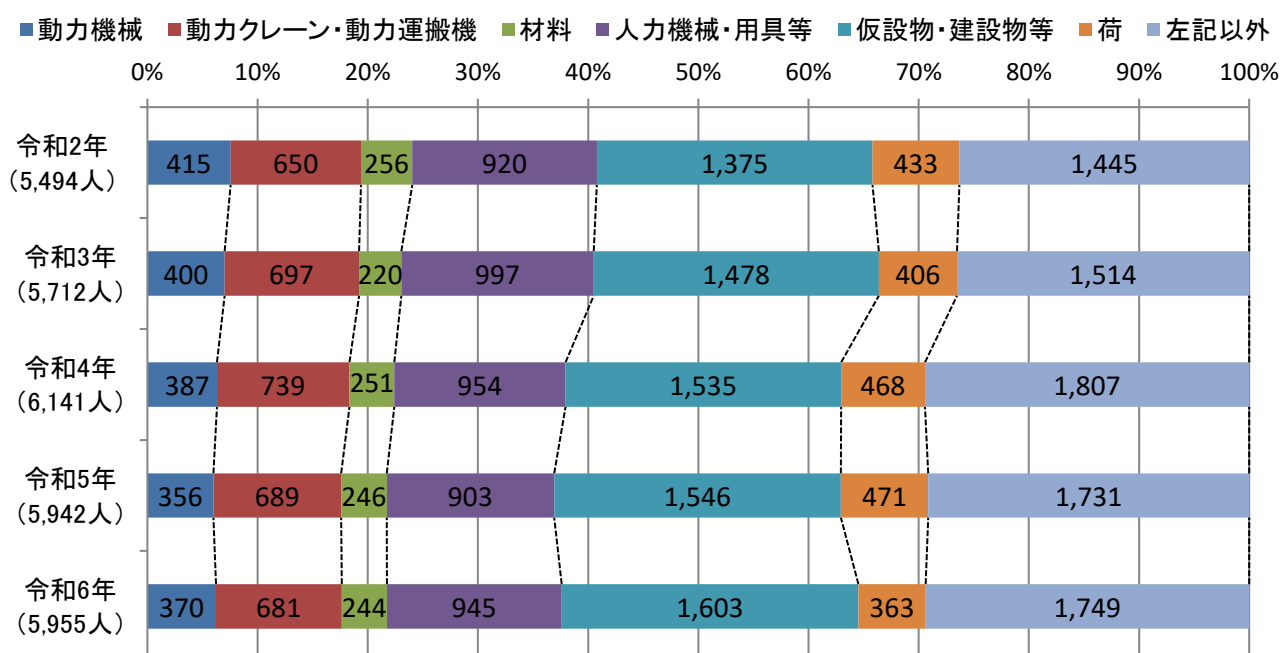
令和6年における千葉県内の死傷者数を事故の型別でみると、「転倒」が27.4%を占め、次いで「動作の反動」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっています。依然として「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」等の在来型の労働災害が発生している一方で、「転倒」「動作の反動」といった労働者の作業行動に起因する災害が高い割合を占めています。

起因物別では、「仮設物・建築物等」、「人力機械・用具等」で高い割合を占めています。

事故の型別・死傷災害発生状況



起因物別・死傷災害発生状況

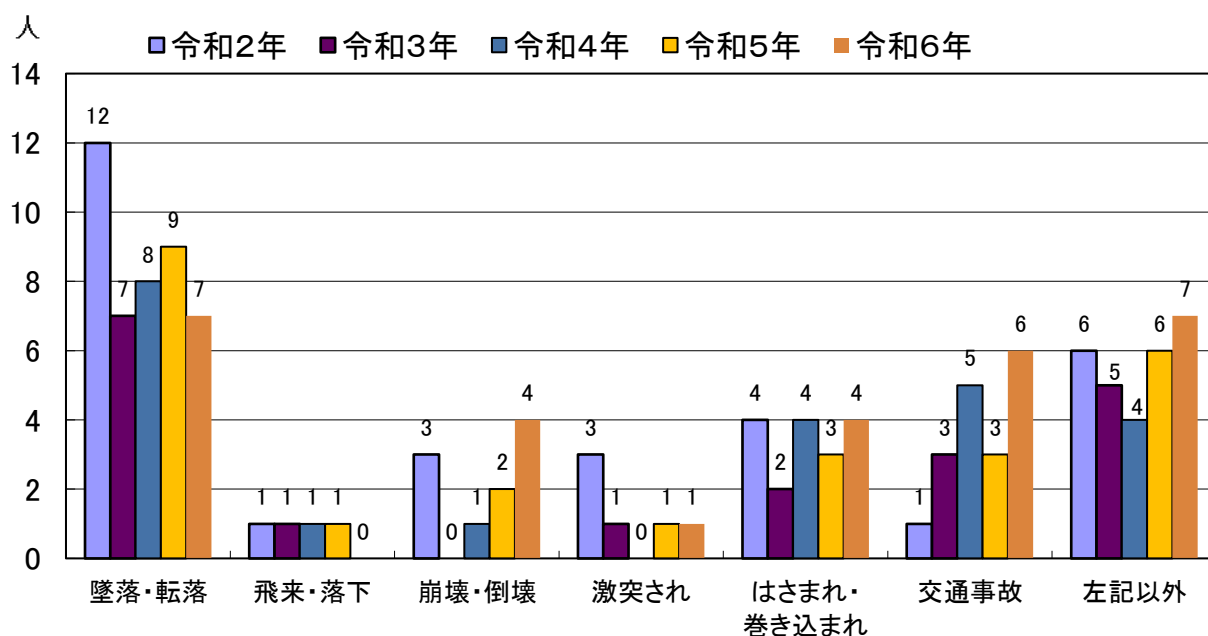


2. 死亡災害

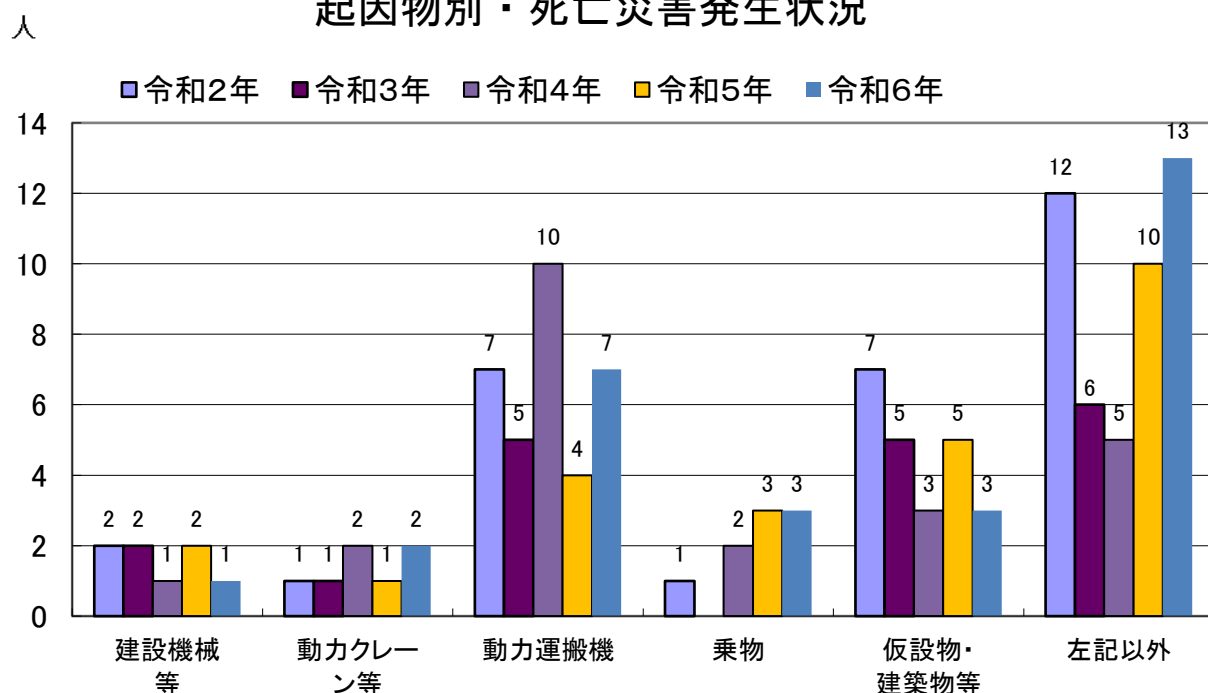
千葉県内の死亡災害を事故の型別でみると、過去5年間で「墜落・転落」が43人（34.1%）、「交通事故」が18人（14.3%）と多く発生しており、令和6年についても「墜落・転落」が最も多く7人（24.1%）、次いで「交通事故」が6人（20.7%）となっています。

起因物別でみると、過去5年間で「動力運搬機」が33人（26.2%）、「仮設物・建築物等」が23人（18.3%）と多く、令和6年についても「動力運搬機」が7人（24.1%）と最も多くなっています。

事故の型別・死亡災害発生状況



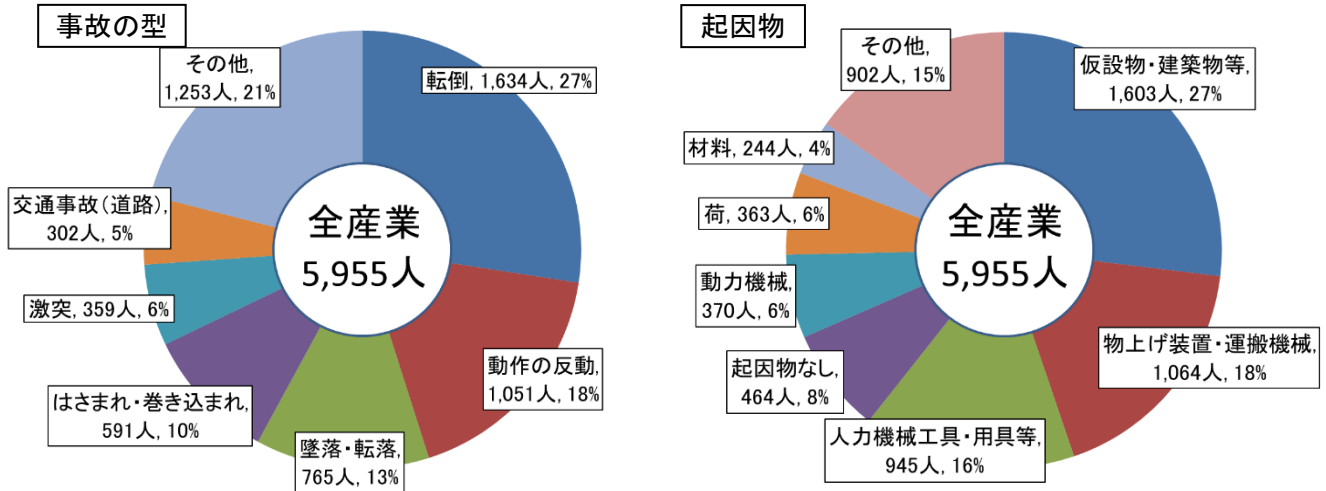
起因物別・死亡災害発生状況



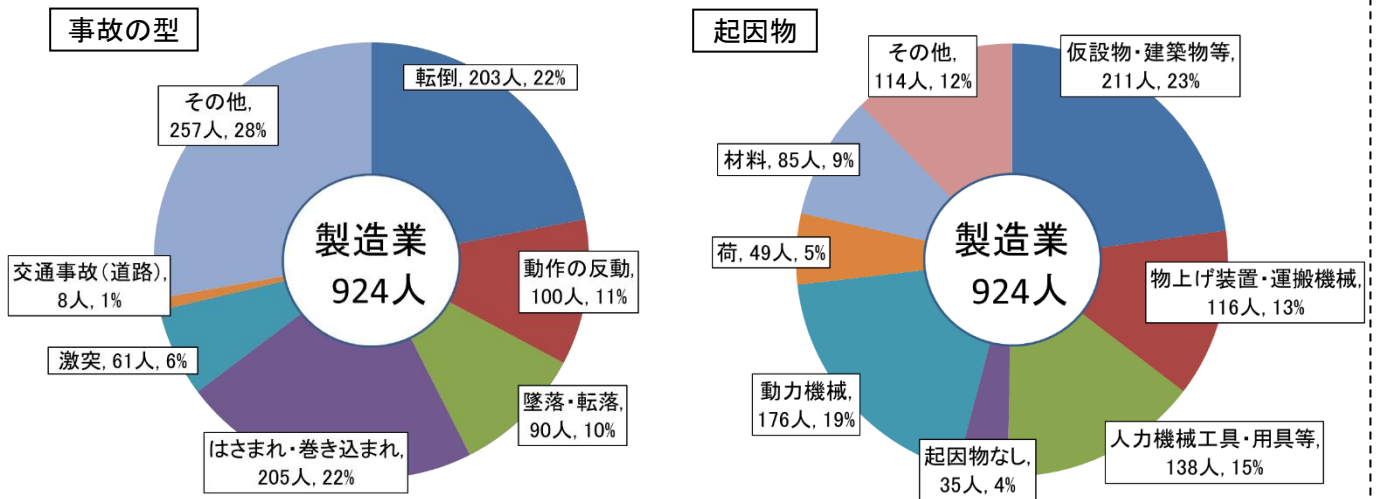
（注）事故の型別分類は18ページ、起因物分類は19ページを参照。
死傷者数は、労働者死傷病報告による。死亡者数は千葉労働局調べ。
新型コロナウイルス感染症関連を除く。

6 業種によって異なる災害発生パターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害は業種ごとに特有の傾向を示しています。

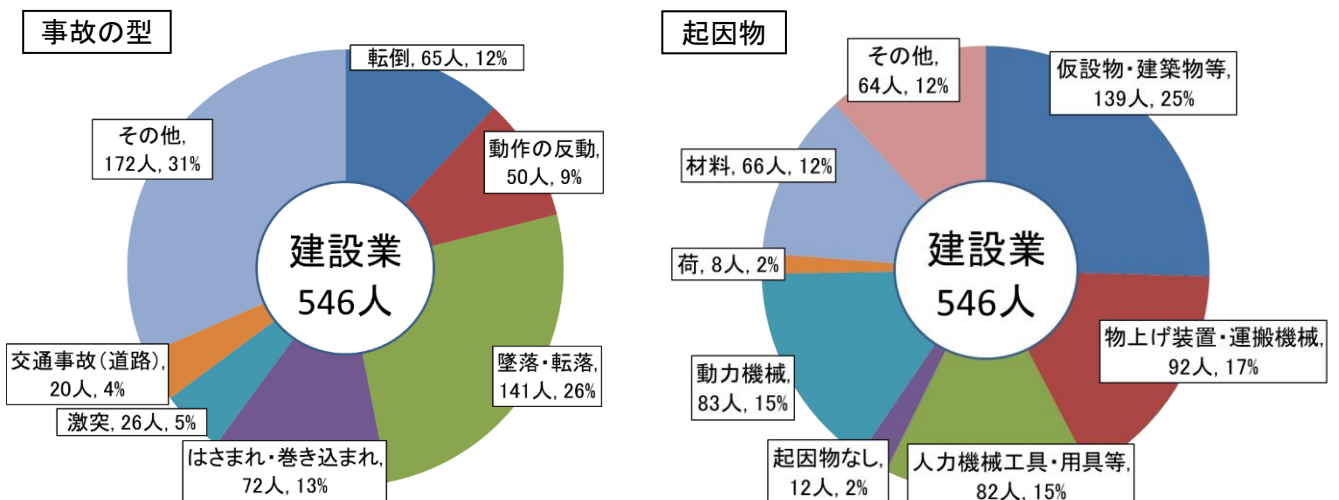


製造業：全産業と比較し「はさまれ・巻き込まれ」災害の占める割合が高く、それに伴い起因物も「動力機械」が多くなっています。

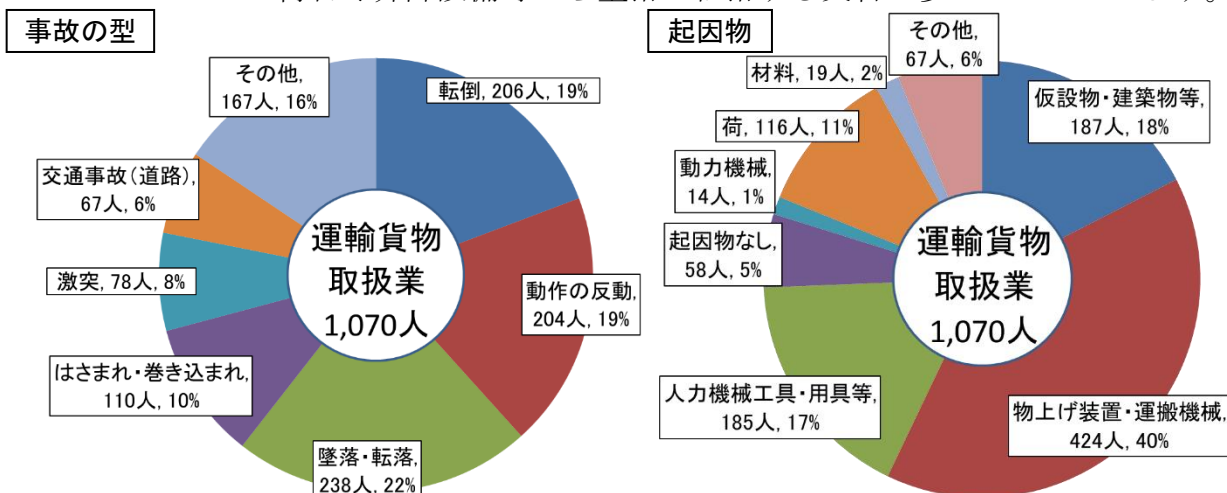


建設業：「墜落・転落」災害が多く発生しており、それに伴い起因物も足場や建築物等を含む「仮設物・建築物等」が最も多く占めています。

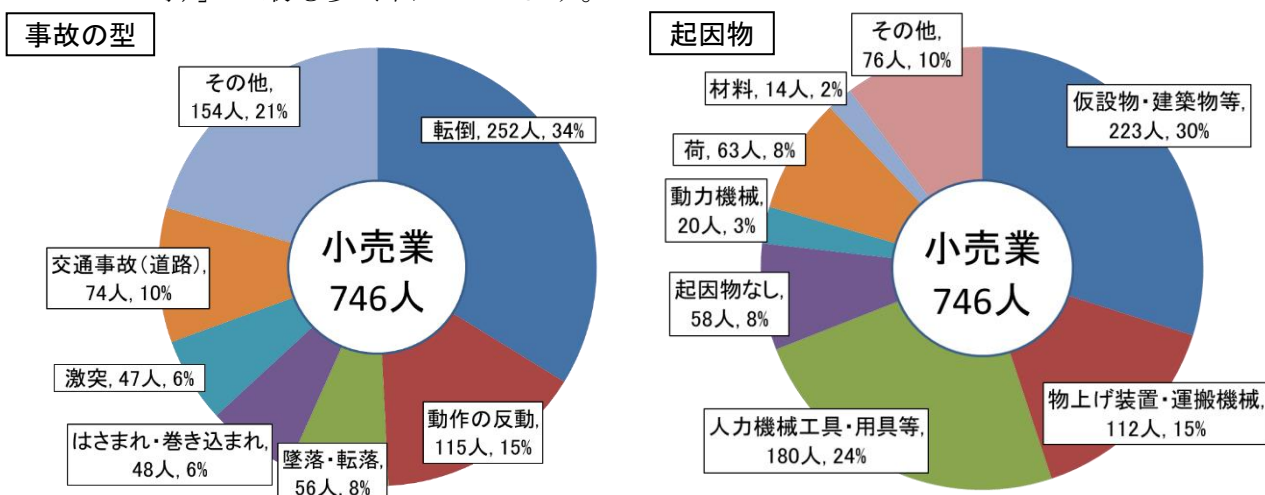
「墜落・転落」災害は、足場や建築物以外に、脚立やはしご（人力機械工具・用具等に分類）においても発生しています。



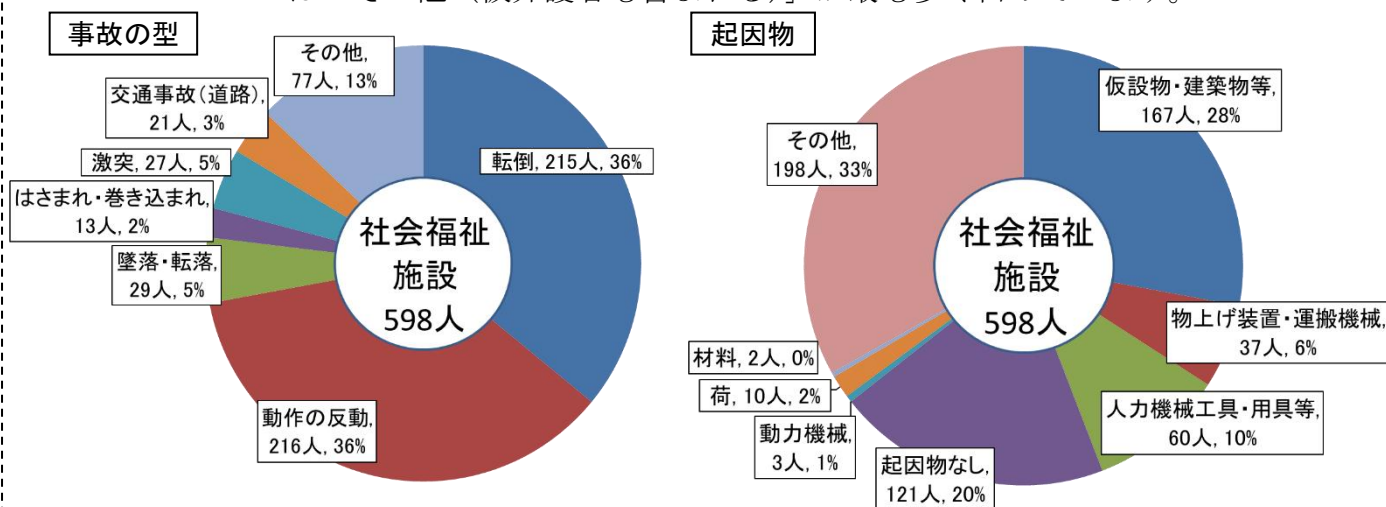
運輸貨物取扱業：「墜落・転落」災害が最も多く発生しており、起因物は「物上げ装置・運搬機械（トラック等）」が最も多く占めています。以上からトラックの荷台や昇降設備等から墜落・転落する災害が多いことがいえます。



小売業：「転倒」災害が最も発生しており、起因物は「仮設物・建築物等（通路、段差等）」が最も多く占めています。



社会福祉施設：「転倒」「動作の反動」等の行動災害が7割以上を占めています。起因物は「その他（被介護者も含まれる）」が最も多く占めています。



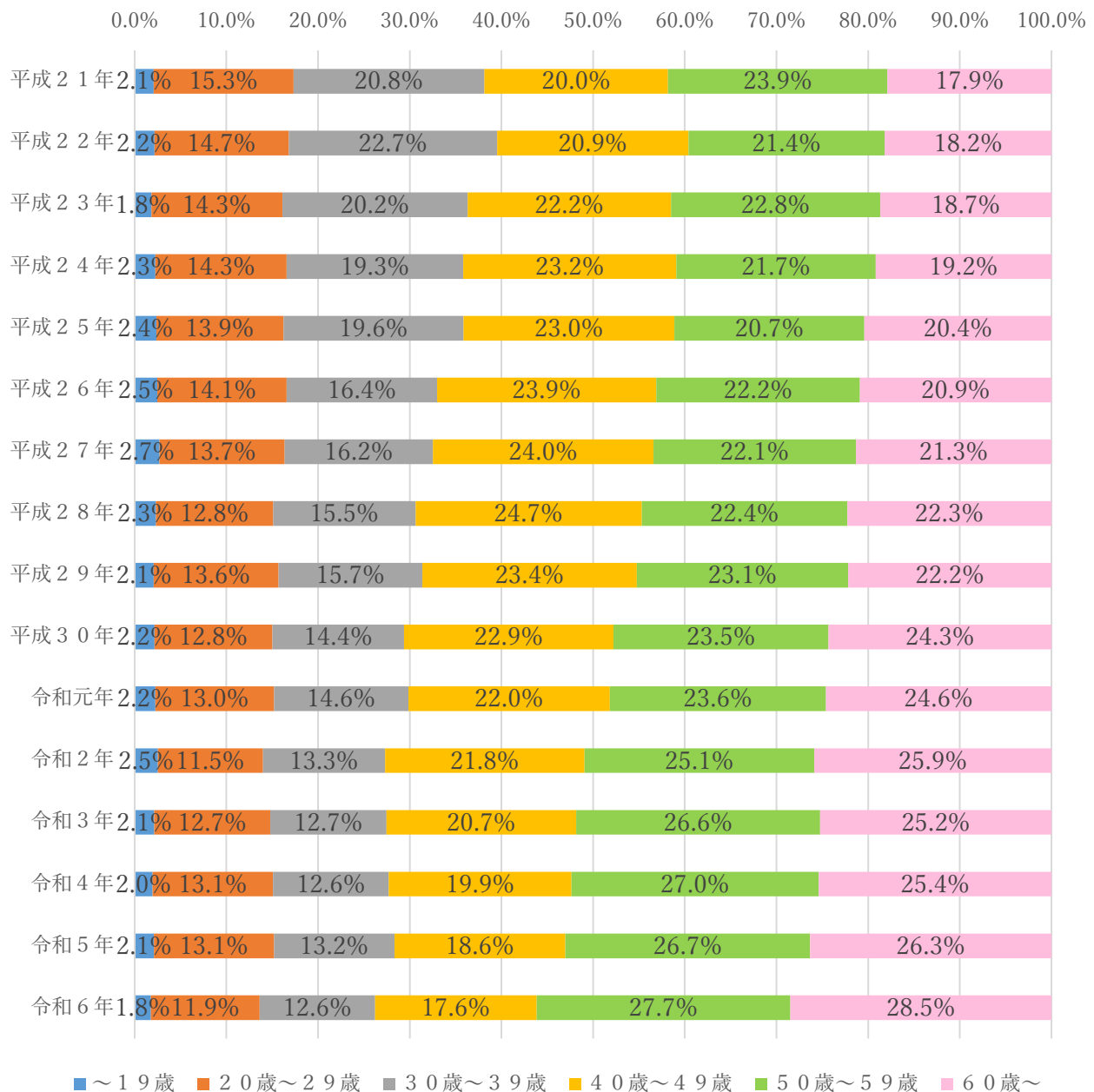
(注) 運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
 事故の型「その他」には、記載している事故の型以外のもの（新型コロナ関連を除く）全てが含まれる。
 起因物「その他」には、記載している起因物以外のもの（新型コロナ関連を除く）全てが含まれる。

7 増加し続ける50歳以上の労働災害

1. 死傷災害

千葉県内の死傷災害を年齢別にみると、平成24年以降、50歳以上の占める割合が増加しており、令和2年には死傷者全体の半数以上を50歳以上の労働者が占めています。令和4年の就業構造基本調査から算出した雇用者に占める60歳以上の者の割合（19.6%）と同年の60歳以上の死傷者の割合（25.4%）を比べると、60歳以上の労働者における労働災害の発生率は高いといえます。

労働災害発生状況の推移 （年齢階層別割合、休業4日以上之死傷者）



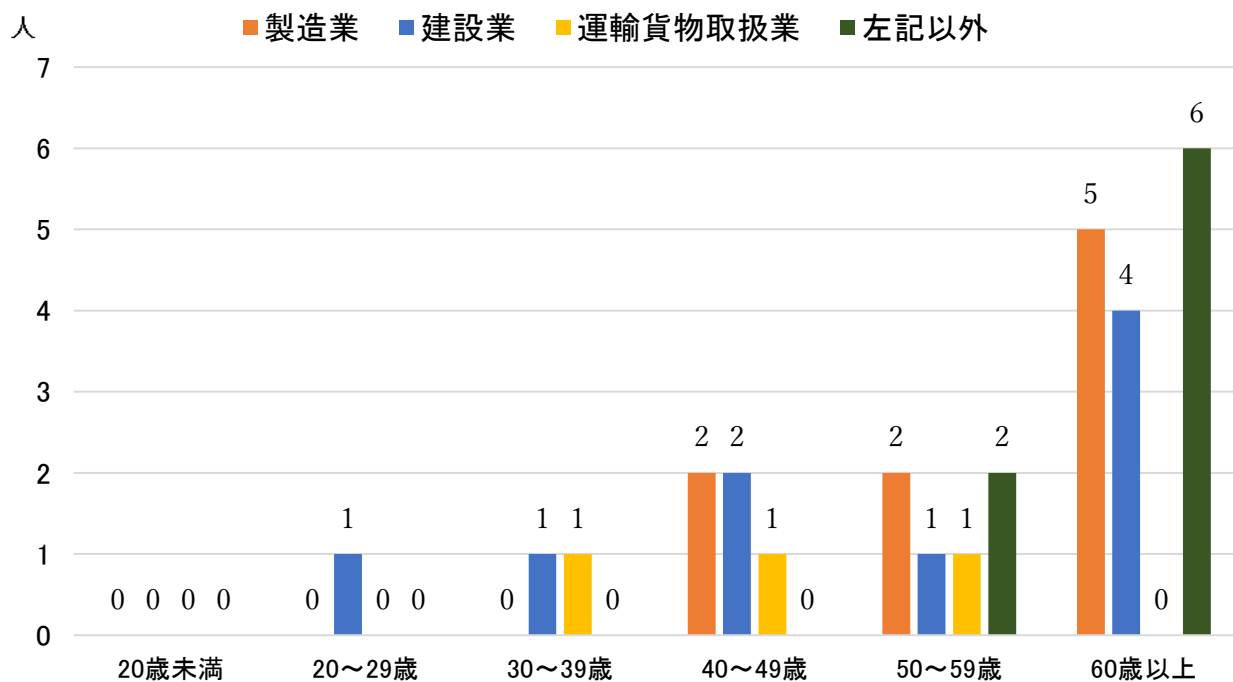
参考：雇用者に占める60歳以上の者の割合（就業構造基本調査における有業者総数より算出）

調査年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	令和4年
千葉県	13.0%	16.3%	19.3%	20.3%	19.6%

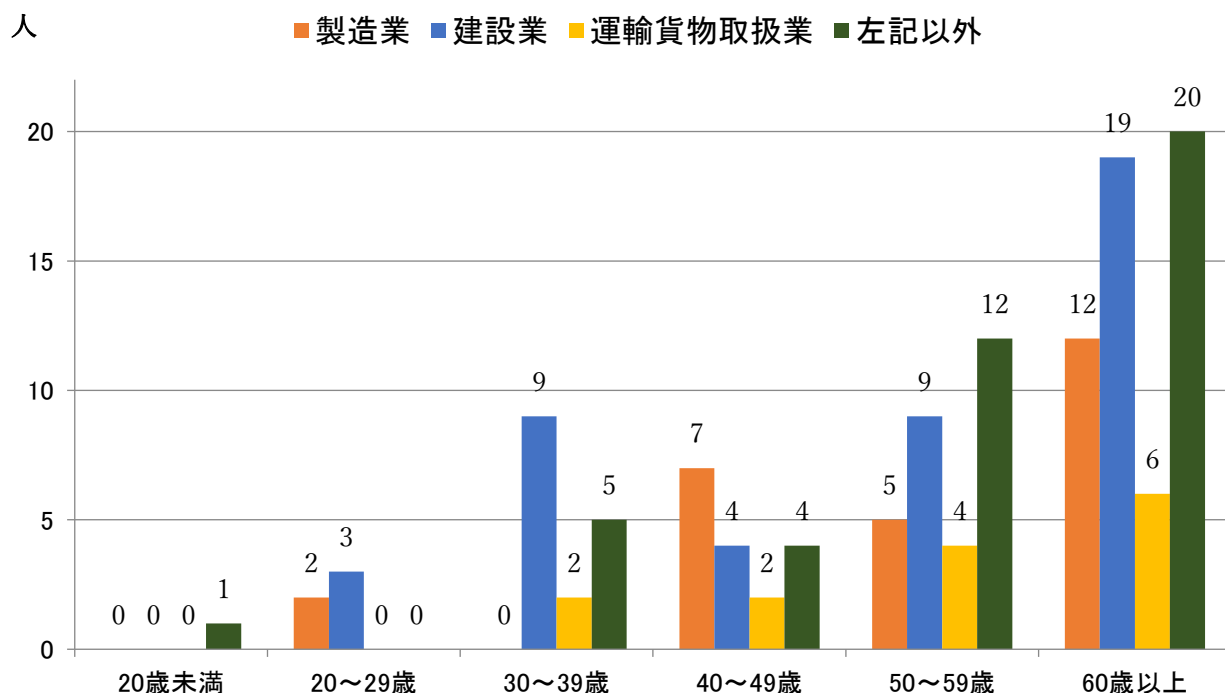
2. 死亡災害

千葉県の死亡災害を年齢別にみると、令和6年は60歳以上が15人となり、死亡災害全体の半数以上を占めています。また、過去5年間の死亡者数126人のうち、60歳以上が57人（45.2%）を占め、死傷災害と比べても60歳以上の労働者が占める割合は高いといえます。

年齢階層別、主な業種別死亡者数（令和6年）



過去5年間の合計（令和2年～令和6年）

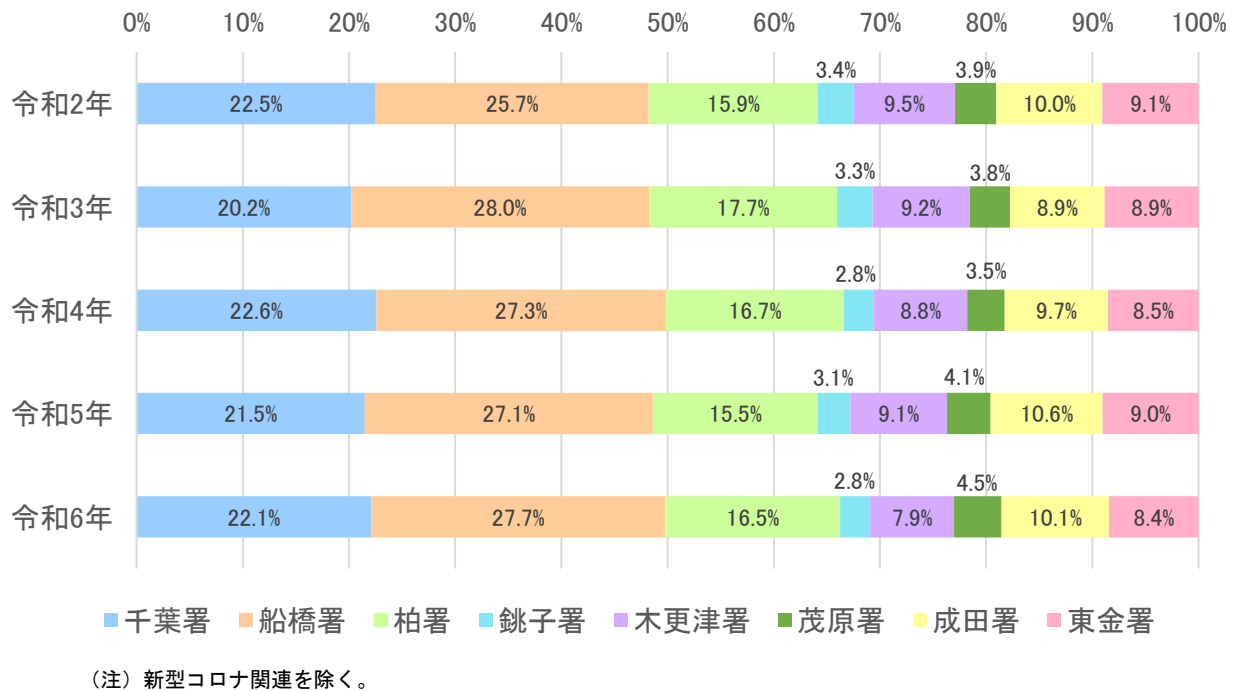


（注）運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
新型コロナウイルス感染症関連を除く。

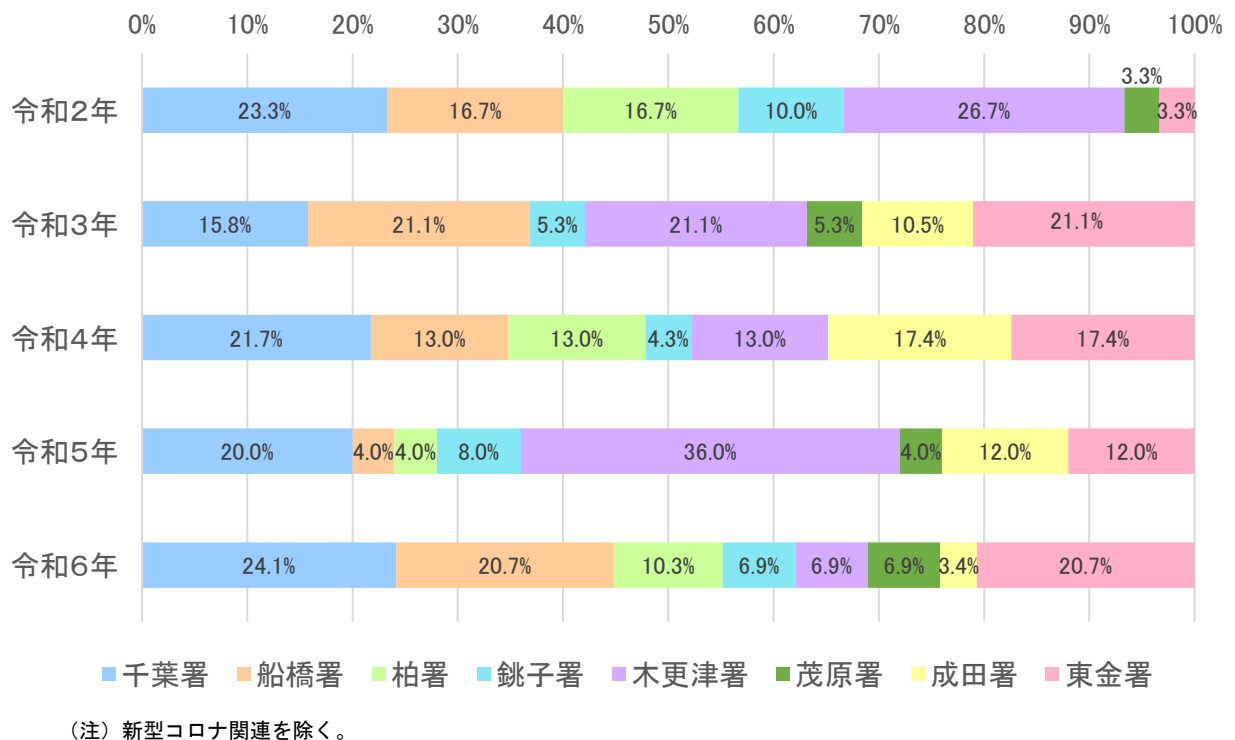
8 監督署別の労働災害発生状況

死傷災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で全体の約3分の2を占めています。令和6年の死亡災害は、千葉署で最も多く7件の災害が発生しており、次いで船橋署及び東金署が6件となっています。

1. 死傷災害



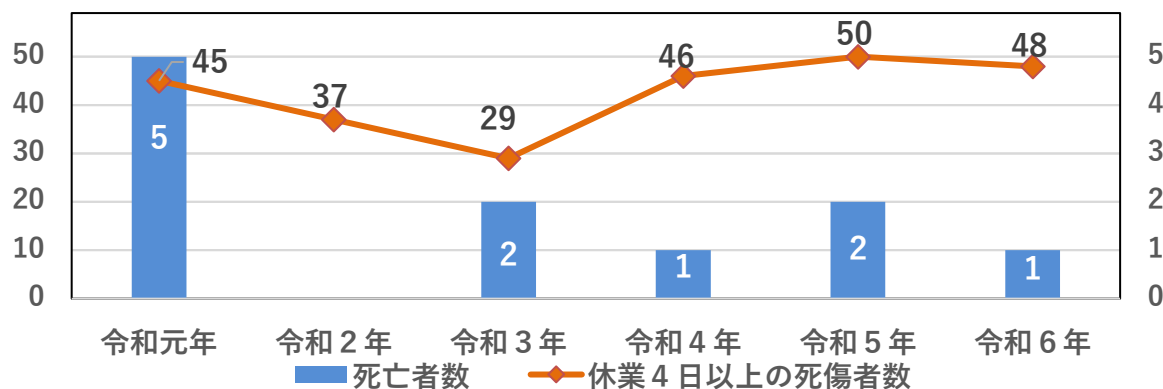
2. 死亡災害



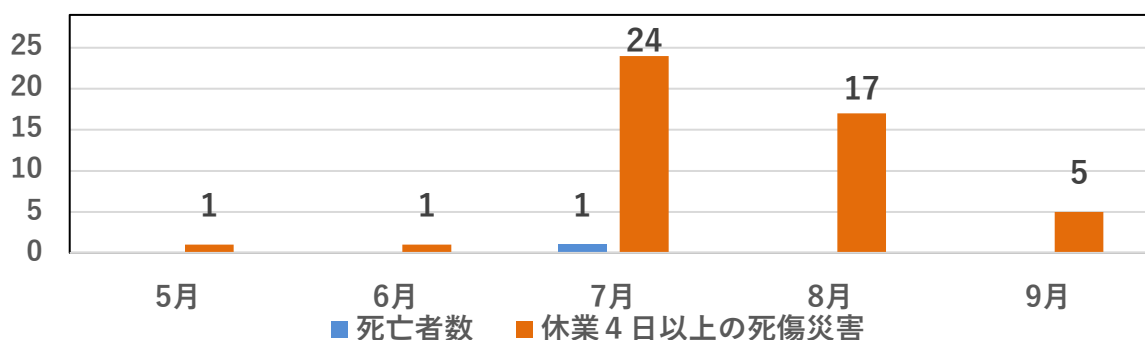
9 職場における熱中症増加

経年的に気温偏差が高まっている中、職場における熱中症が増加しています。令和元年以降、死傷者数が 255 人、死亡者数が 11 人となっており、死傷者数のうち死亡者数が占める割合は 4.3%となっています。令和6年の全死傷者数 5,955 人のうち死亡者数 29 人が占める割合（0.5%）と比較すると熱中症による死亡リスクは高いといえます。

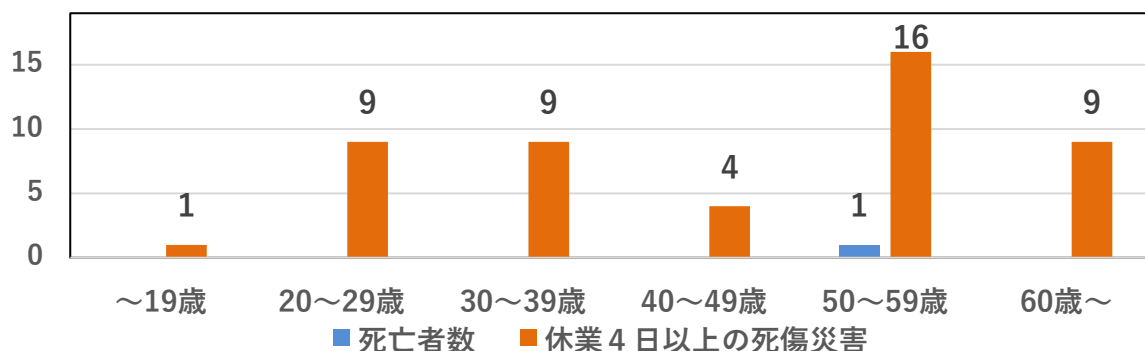
1. 令和元年から令和6年までの熱中症による労働災害の推移



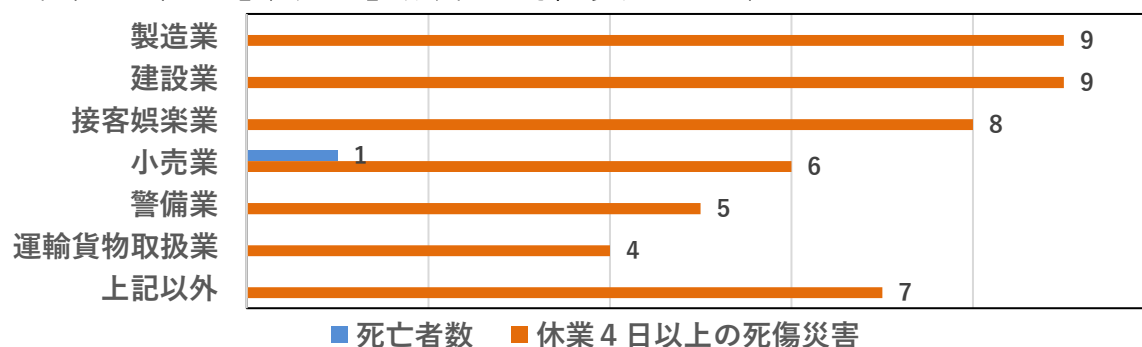
2. 令和6年の【月別】熱中症労働災害発生状況



3. 令和6年の【年齢別】熱中症労働災害発生状況



4. 令和6年の【業種別】熱中症労働災害発生状況



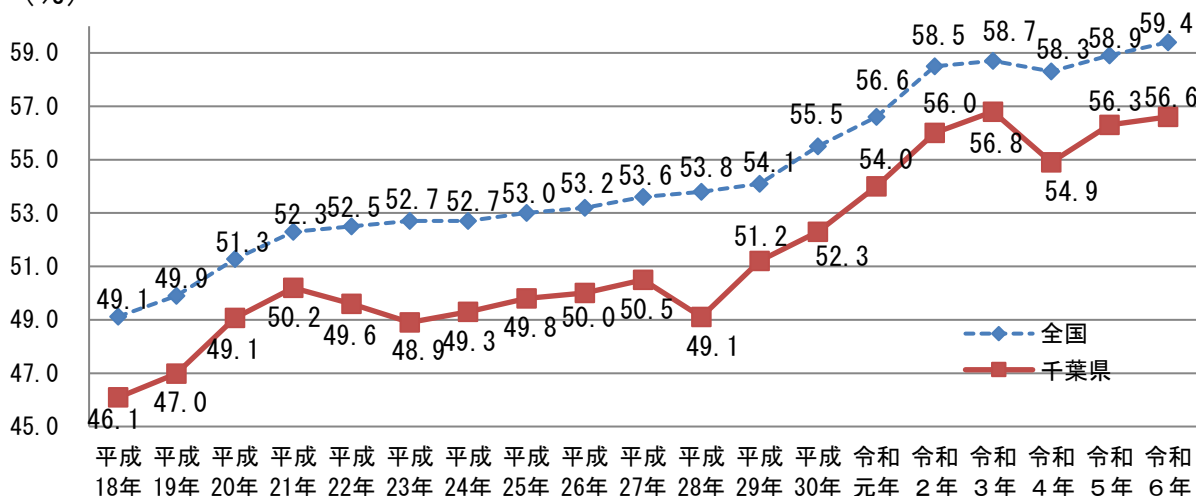
（注）運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

10 依然として増加傾向の有所見率

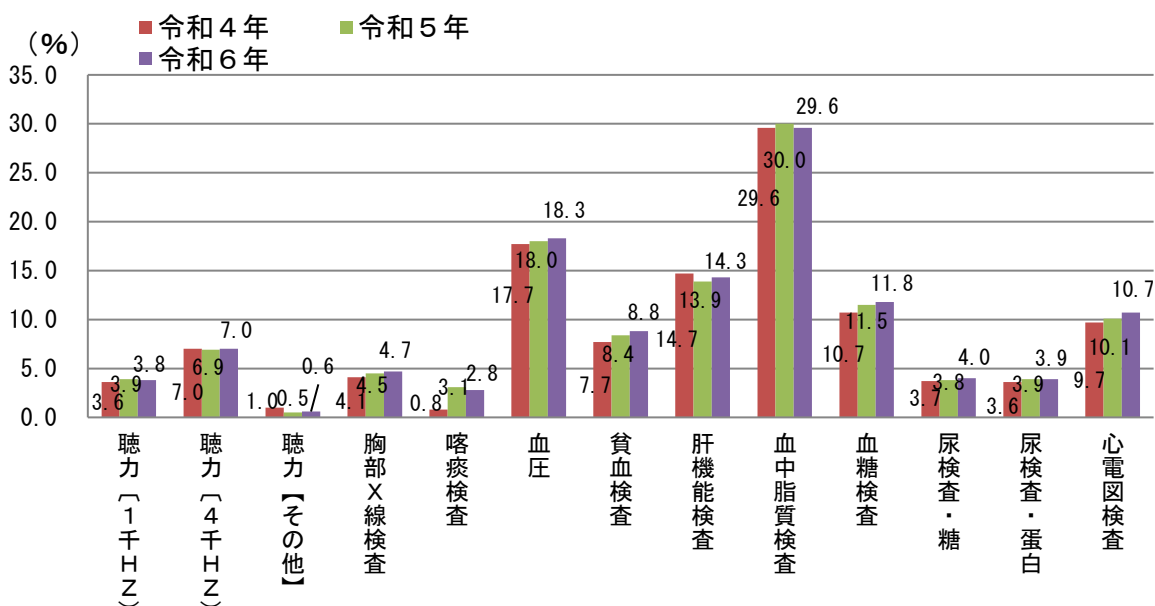
(注) 定期健康診断結果報告書による。

1. 定期健康診断結果有所見率の推移

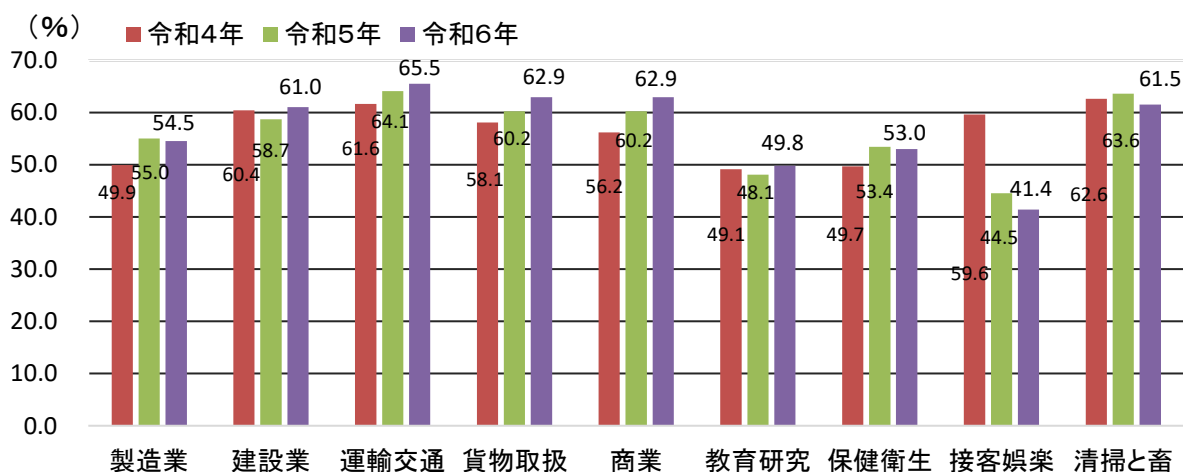
労働者の高年齢化に伴って有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。
(%)



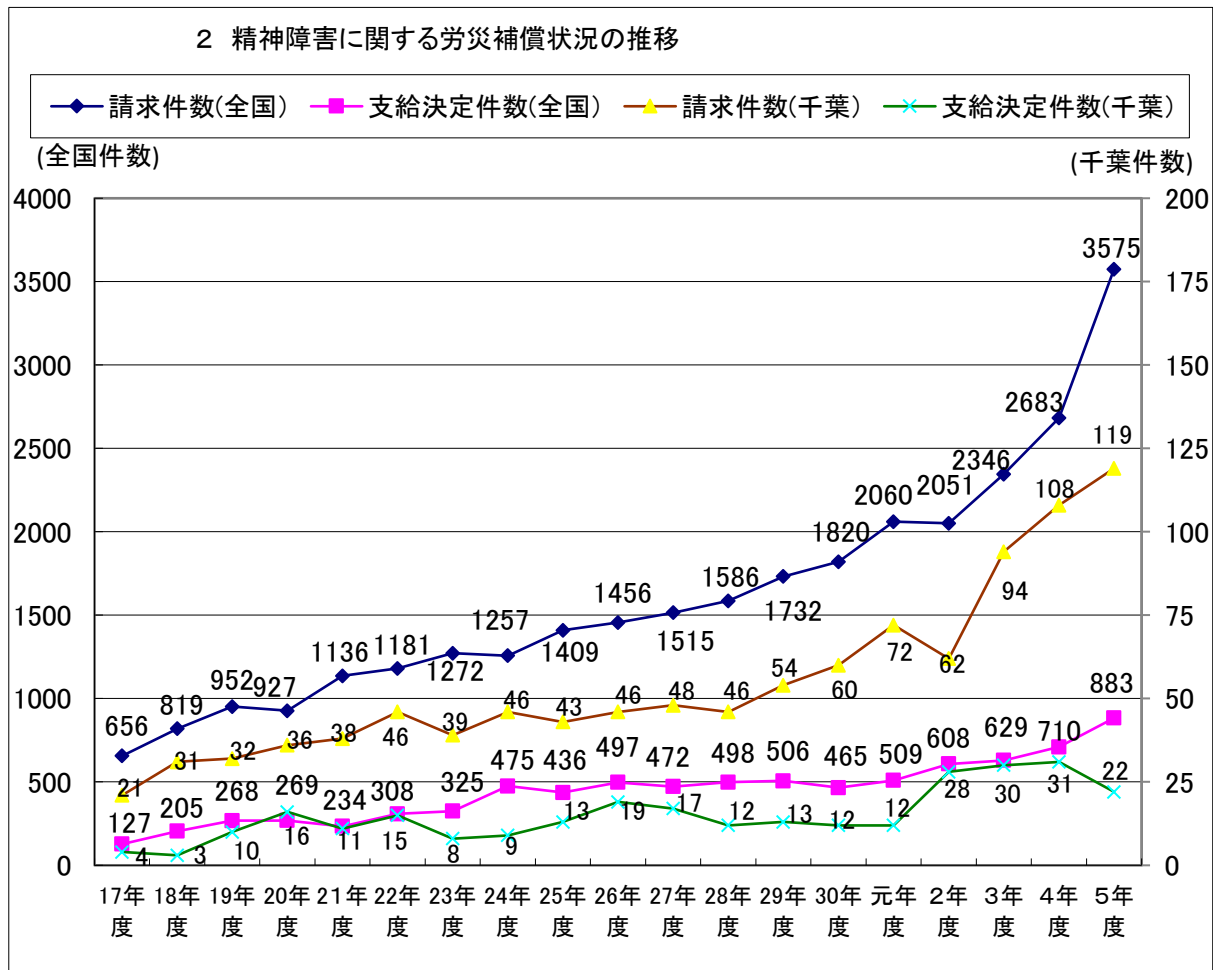
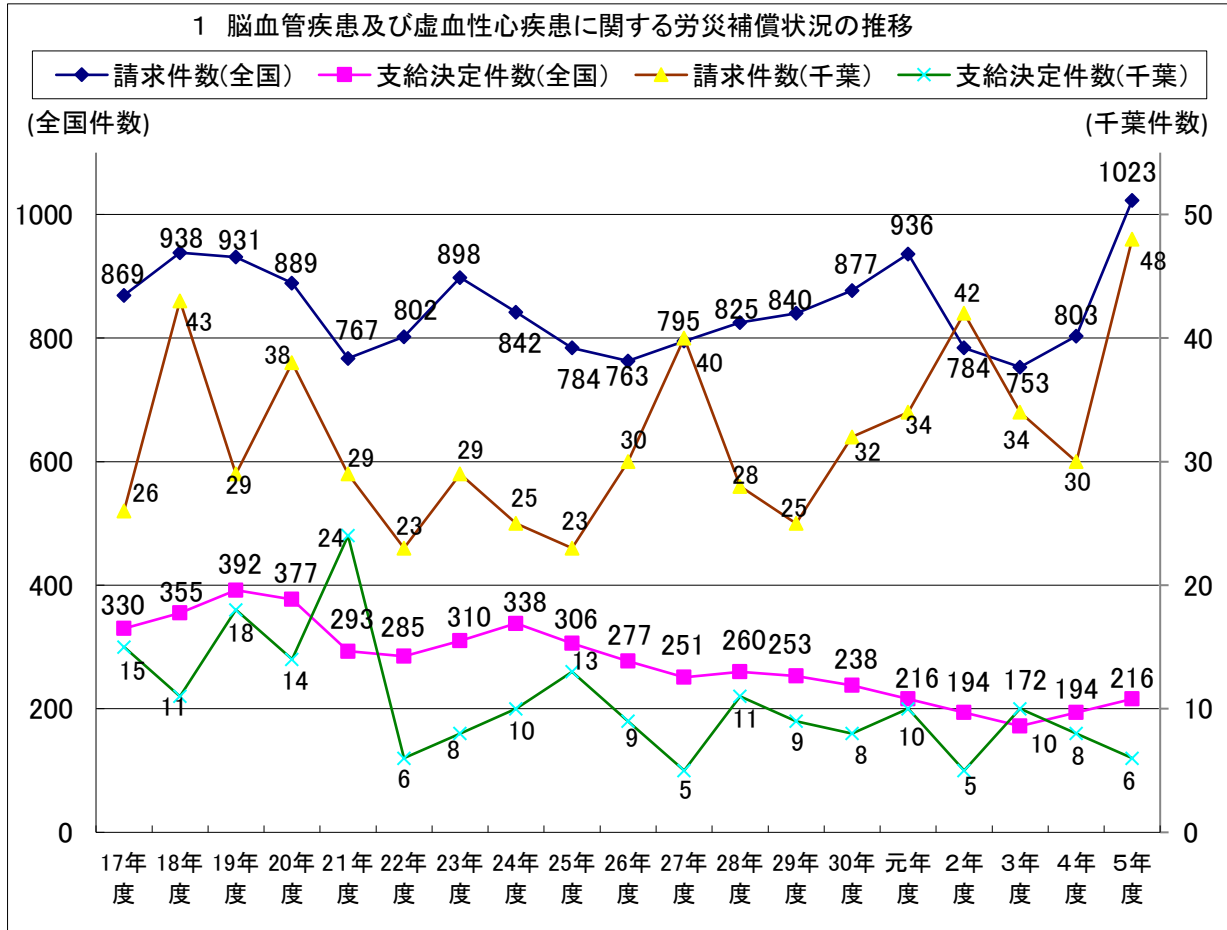
2. 千葉県における項目別有所見率



3. 千葉県における業種別有所見率



11 過労死等の労災補償状況の推移



12 令和6年の死亡災害

1. 製造業

番号	災害発生日	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	1月	その他の製造業	有害物等との接触	塗料を保管するコンテナの内部で、コンテナ内側に付着した塗料の洗浄作業に化学物質を使用し行っていたところ、化学物質を吸引し意識を失った。
2	1月	プラスチック製品製造業	墜落・転落	高さ約4mのタンクに接続している配管に詰まりが生じた。その詰まりを取り除くため、フォークリフトのフォークにパレットを4枚重ね、そこを足掛かりにタンクへ乗り移った。タンクからフォークリフトのパレット上に戻るときにバランスを崩す等により墜落した。
3	2月	食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ	稼働中の製造ラインの、搬出装置とベルトコンベヤーの間に加工品が落下し、それを取り除こうと手を伸ばしたところ、腕及び上半身が巻き込まれた。
4	6月	その他の土石製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	ショベルローダーにて作業を行っていた運転者が、運転席から転落又は降車し同ショベルローダーに轢かれた。
5	7月	ガラス・同製品製造業	崩壊・倒壊	集じん機の調整作業中、集じん機内の粉体（温度50℃～80℃）が崩れ落ち、同作業に従事していた者のうち1名が火傷を負い、死亡した。
6	8月	その他の木材・木製品製造業	高温・低温の物との接触	木材を漬けおく水槽（内容物：水温60℃前後の水）に転落し、火傷を負い死亡した。
7	8月	その他の食料品製造業	崩壊・倒壊	粃殻の山に登り、粃殻をコンベヤーに踏み落としていたところ、登っていた粃殻の山が崩壊し粃殻に流され埋まった。
8	9月	ゴム製品製造業	転倒	パレット上の材料を作業員2名で台車に乗せていた際1名がパレットから足を踏み外し後方に転倒した。
9	9月	クリーニング業	激突	稼働中の大型衣類乾燥機内で打撲や火傷等を負い、死亡した。

2. 建設業（土木・建築・その他工事関係）

番号	災害発生日	業 種	事故の型	発 生 状 況
10	2月	その他の土木工事業	転倒	法面復旧工事のため、車両系建設機械で大型土嚢を運搬途中、法肩から横転して地面と機械との間に挟まれた。
11	2月	道路建設工事	墜落・転落	アスファルト舗装の打ち替え工事にて、コンバインドローラーで転圧作業中に、路肩から水路に転落してコンバインドローラーに挟まれた。
12	2月	港湾海岸工事	激突され	浮きクレーンを係留するため、海底に突き刺す杭を当該クレーンで吊り上げ、杭の固定用ピンを引き抜こうとしたところ、当該固定用ピンが跳ね上がり激突した。
13	2月	上下水道工事	崩落・倒壊	下水管交換のため、深さ2mの掘削溝に入り作業を行っていたところ、掘削溝の側面が崩落した。
14	3月	その他の土木工事業	墜落・転落	立木に登りチェーンソーを用いて枝の伐採後、高さ5mの位置から地面に墜落した。
15	4月	その他の建設工事業	墜落・転落	屋根改修工事において、高さ約7mの屋根上面で作業中、屋根材を踏み抜き墜落した。

1 6	5 月	機械器具設置工 事業	高温・低温 の物との接 触	熱交換器の部品交換中、約200℃の軽油が噴出し同作業に従事していた者のうち1名が火傷を負い、死亡した。
1 7	8 月	電気通信 工事業	崩壊・倒壊	高さ約8 mの立木の伐木作業中、根元部分に切れ込みを入れたところ立木が倒れ、同作業者に激突した。
1 8	9 月	機械器具設備 工事業	爆発	タンクの床板改修工事にて床板の溶接を開始したところ、タンク内で爆発が発生した。溶接開始前、タンク内を引火性物質が含有されている洗浄剤で洗浄していた。

3. 運輸交通業・貨物取扱業

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1 9	1 月	陸上貨物 取扱業	はさまれ・ 巻き込まれ	物流施設内でトラックが後退したところ、荷台後部とプラットホームとの間に挟まれた。
2 0	3 月	一般貨物 自動車運送業	墜落・転落	トレーラーダンプの荷台から降りる際、荷台のあおりから昇降用の梯子に乗り移ろうとしたところ、高さ2.8mの荷台の上から地面に墜落した。
2 1	4 月	一般貨物 自動車運送業	交通事故 (道路)	トラックを運転中、赤信号の交差点を直進したところ、右から直進してきた車に激突された。

4. 小売業

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
2 2	1 月	新聞販売業	交通事故 (道路)	信号のないT字路の交差点において左折中、右側から走行してきたトラックと衝突した。
2 3	4 月	新聞販売業	交通事故 (道路)	バイクにて交差点を右折中、後方から車に追突された。
2 4	7 月	新聞販売業	交通事故 (道路)	バイクにて交差点に進入したところ、側方から直進してきた自動車と衝突した。
2 5	7 月	新聞販売業	高温・低温 の物との接 触	新聞配達作業員が、配送先のマンションの階段踊り場にて倒れていた。救急搬送時の同作業員の体温が上昇しており、熱中症の症状が見られた。

5. その他の業種

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
2 6	2 月	産業廃棄物 処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	勾配2度の道路上にバキューム車を停車し、作業に従事していた。作業中、バキューム車が後進し始めバキューム車とブロック塀に体を挟まれた。
2 7	5 月	社会福祉施設	新型コロナ 関連	介護職員が新型コロナウイルスに感染していた施設利用者と接触感染し、死亡した。
2 8	7 月	ビルメンテ ナンス業	交通事故 (道路)	道路を横断中、左折してきたトラックに轢かれた。
2 9	7 月	ビルメンテ ナンス業	墜落・転落	階段清掃中、同階段から転落した。
3 0	7 月	警備業	激突され	道路工事に係る工事規制撤去作業中、大型車両に撥ねられた。

事 故 の 型 分 類 表

分類 番号	分類項目	説 明
	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、脚立、踏み台、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落、転落（以下、「墜落等」という。）した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。 感電して墜落等した場合には感電に分類する。
20	2メートル以上からの墜落、転落	墜落等の高さが2メートル以上の場合をいう。
21	2メートル未満からの墜落、転落	墜落等の高さが2メートル未満の場合をいう（墜落等の高さが不明の場合を含む）。
	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、滑り、つまずき、踏み外し、もつれ等により倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。
22	滑り	人がほぼ同一平面上で、すべりにより倒れた場合をいう。
23	つまずき	人がほぼ同一平面上で、つまずきにより倒れた場合をいう。 何もないところでつまずいて倒れた場合は、もつれ等に分類する。
24	踏み外し	人がほぼ同一平面上の段差を踏み外し倒れた場合をいう。 階段の踏面を踏み外して転落した場合は墜落、転落に分類する。
25	もつれ等	人がほぼ同一平面上で、起因物がなく、足がもつれて倒れた場合をいう。 凹凸等につまずいた場合は、つまずきに分類するが平坦な面で足が上がりずつまずいた場合は、ここに分類する。
26	その他の転倒	22から25までのいずれにも分類されない転倒をいう。車両系機械等とともに転倒した場合が含まれる。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。 プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれる場合を含む。交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落等した場合は墜落、転落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落等しておぼれた場合を含む。
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にはく露された場合を含む。 〔高温の場合〕火災、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にはく露された場合を含む。 〔低温の場合〕冷蔵庫内等低温の環境下にはく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、化学物質による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にはく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かきを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 〔起因物との関係〕起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	〔起因物との関係〕危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故（道路）	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故（その他）	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
	動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落等、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転落、転倒等に分類する。
27	腰痛	このうち、腰部に関するものをいう。
28	転倒もどき	人が何らかの原因でバランスを崩したが、転倒等せずに踏みとどまったことによって、くじきおよびこれに類似した状態になる場合をいう。
29	その他の動作の反動、無理な動作	27および28のいずれにも分類されない動作の反動、無理な動作をいう。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。 （注：新型コロナウイルス感染症含）
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起 因 物 分 類 表

分類番号			分類番号	分類番号			分類番号					
大	中	小		大	中	小						
1 動力機械		11	111	原動機	3 その他の装置	31	容器	311	ボイラー			
		12	121	動力伝導機構			圧力	312	圧力容器			
	13	木材加工用機械	131	丸のこ盤			器力	319	その他の圧力容器			
			132	帯のこ盤		32		321	化学設備			
			133	かんな盤		33	溶接装置	331	ガス溶接装置			
			134	角のみ盤、木工ボール盤				332	アーク溶接装置			
			135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤				339	その他の溶接装置			
			136	チェーンソー		34	炉等窯	341	炉 窯			
			139	その他の木工用機械				342	乾燥設備			
			349	その他の炉窯等								
	14	建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械		35	電気設備	351	送配電線等			
			142	掘削用機械				352	電力設備			
			143	基礎工事用機械				359	その他の電気設備			
			144	締固め用機械		36	人力機械等	361	人力クレーン			
			145	解体用機械				362	人力運搬			
			146	高所作業車				363	人力機械			
			149	その他の建設用機械		364	手工具					
	15	金属加工用機械	151	旋盤		37	用具	371	はしご			
			152	ボール盤、フライス盤				372	脚立			
			153	研削盤、バフ盤				373	踏み台等			
			154	プレス機械				374	玉掛用具			
			155	鍛圧ハンマー				379	その他の用具			
			156	シヤー				39	391	その他の装置、設備		
			159	その他の金属加工用機械								
	16	一般動力機械	161	遠心機械		4 仮設物、建築物、構築物等	41	仮設物、構築物、建築物等	411	足場		
			162	混合機、粉砕機					412	支保工		
			163	ロール機					413	階段、栈橋		
				(印刷ロール機、食品加工用ロール機を除く)					414	開口部		
			164	射出成型機					415	屋根、はり、もや、けた、合掌		
			166	印刷用機械					416	作業床、歩み板		
			167	産業用ロボット					418	建築物、構築物		
	169	その他の一般動力機械	419	その他の仮設物、建築物、構築物等								
	17	車両系木材機械等	171	伐木等機械			42	床面、通路	421	段差		
			172	走行集材機械					422	凹凸		
			173	架線集材機械					423	可動な障害物		
			179	その他の車両系林業用機械					424	固定の障害物、溝		
	18	食品加工用機械	181	切断機、切削機					425	液体で濡れた床面、通路		
			182	混合機、粉砕機					426	雨や夜露等で濡れた床面、通路		
			183	ロール機		427			水場			
			184	成形機、圧縮機	428	凍結した床面、通路						
			189	その他の食品加工用機械	429	積雪、転倒により凍結した床面、通路						
	2 物上げ装置・運搬機械	21	動力クレーン等	211	クレーン	5 物質・材料			51	危険物有害物等	4210	斜面
				212	移動式クレーン						4299	その他の床面、通路の状態
				213	デリック						511	爆発性の物等
				214	エレベータ・リフト						512	引火性の物
				215	揚貨装置						513	可燃性のガス
				216	ゴンドラ		514	有害物（特別規則対象物質に限る。）				
				217	機械集材装置、運材索道		515	放射線				
				218	簡易架線集材装置		516	危険物・有害物（通知対象物質に限る。）				
				219	その他の動力クレーン等		519	その他の危険物、有害物等				
		22	動力運搬機	221	トラック		52	材料	521	金属材料		
				222	フォークリフト				522	木材、竹材		
				223	軌道装置				523	石、砂、砂利		
				224	コンベア				529	その他の材料		
				225	ローダー				61	611	荷姿のもの	
				226	ストランドルキャリア	6	荷	612	機械装置			
				227	不整地運搬車			7 環境等	71	環境等	711	地山、岩石
				228	無人搬送車	712	立木等					
				229	その他の動力運搬機	713	水					
		23	乗物	231	乗用車、バス、バイク	714	異常環境等					
				232	鉄道車両	715	高温、低温環境					
					719	その他の環境等						
239	その他の乗り物											
				9 その他	91	911	その他の起因物					
					92	921	起因物なし					
					99	999	分類不能					

「令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます！」

労働安全衛生規則第612条の2



対象となるのは

「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

労働者はお互いの健康状態について留意、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の者に申し出る。
ケース：意識障害等の場合



(例) 作業員の様子がおかしい…



(例) 医療機関への搬送、
救急隊要請



(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を冷却

現場の実態に即
した具体的な対応

現場に
おける対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、
その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、
熱中症の重篤化を防止するため、
以下の「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」
が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」
や「熱中症のおそれがある作業員を
見つけた者」がその旨**報告するため**
の体制整備及び**関係作業員への周知**

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう

- ①事業場における**緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等**
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成**及び**関係作業員への周知**



熱中症予防対策（気温が上がる5月～9月にすべきこと）

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	□ 予め作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 □ 少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送（症状に応じ救急隊を要請） 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない



熱中症予防対策（特に暑熱な7月、8月にすべきこと）

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**





第14次労働災害防止計画 ～ Safe Work CHIBA ～

「一人一人が安全で健康に働ける「ちば」のために」

基本目標

- 死亡災害：2022年と比較して、2027年までに**5%以上**減少させる。
- 死傷災害：2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに**減少**に転じさせる。